

のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である6900円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

b 『新聞ダイジェスト』に係る経費

(a) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人復興仙台は、1か月のニュースを事後的に検索するために、日本国内で発行された新聞記事を集約して1か月のニュースを1冊にまとめた『新聞ダイジェスト』を購入し、同購入費として合計1740円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G14）。

(b) 上記認定事実によれば、上記書籍は、1か月のニュースを事後的に検索するために購入されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記書籍の内容は、調査研究活動の対象に含まれるというべきである。そして、上記書籍の購入は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出も、調査研究活動に利用されたものであると認められる。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件使途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は採用することができない。

(イ) 鈴木勇治議員に係る支出（総番号 839）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
- (a) 鈴木勇治議員は、議会質問作成の参考とするため、『議員発言事例集』の追録を購入し、同購入費として 2800 円が政務調査費から支出された（丙 G15）
- (b) 上記書籍は、地方公共団体の議会において実際に行われた質問や答弁の内容が記載された書籍である（証人鈴木勇治 20 頁）。
- b 上記認定事実によれば、上記書籍は、議会質問の参考のために使用されていたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記書籍の内容は、仙台市においても同様の課題がないかを調査する契機になり得るものであって、調査研究活動の対象に含まれるというべきである。そして、上記書籍の購入は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出も、調査研究活動に利用されたものであると認められる。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は採用することができない。

(ウ) 高橋議員に係る支出（総番号 840）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、高橋議員は、仙台市における「みんなの森づくり事業」及び「こけしの森づくり事業」の参考とするため、森林作業等についての解説書である『森を育てる技術』と題する

書籍を購入し、同購入費として2940円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G16, 17）。

- b 上記認定事実によれば、上記書籍は、仙台市における「みんなの森づくり事業」及び「こけしの森づくり事業」の参考とするために購入されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記書籍の内容は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記書籍の購入は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出も、調査研究活動に利用されたものであると認められる。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は採用することができない。

キ 広報広聴費（総番号841ないし899）

(ア) 跡部議員に係る支出（番号841ないし854）

a 市政報告会案内状に係る経費

(a) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

i 跡部議員の開催する市政報告会案内状の作成及び郵送に係る経費15万4100円のうち7割に相当する額である合計10万7870円が政務調査費から支出された（丙G18）。

ii 上記市政報告会案内状には、市政報告会・後援会懇親会の日時、会費等の案内及び跡部議員個人の顔写真等が掲載されている（丙G18）。

(b) 上記認定事実によれば、上記市政報告会案内状には、後援会懇親会の日時、会費等の案内、跡部議員個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、市政報告会の案内ないし選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような市政報告会案内状を作成、発行することは、市政報告会の案内ないし市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身をも市民に印象付け、同時に後援会に係る案内を行うことによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、市政報告会案内状の作成及び郵送に係る経費（15万4100円）のうち2分の1を超える額（7万7050円）から補助参加人復興仙台が自ら控除した額（4万6230円）を差し引いた額の合計である3万0820円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

b 広報紙に係る経費

(a) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

i 跡部議員の発行する広報紙の作成及び配布に係る経費として合計200万9729円が政務調査費から支出された（丙G18）。

ii 上記広報紙には、市政に関する実情及び跡部議員による質疑内容のほか、跡部議員個人の顔写真及びプロフィール等が掲載されている（丙G18）。

(b) 上記認定事実によれば、上記広報紙には、跡部個人の顔写真及びプロフィール等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である100万4862円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

c ホームページに係る経費

(a) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、跡部議員のホームページの作成に係る経費2万1000円のうち9割に相当する額である合計1万8900円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G1

8)。

(b) 上記ホームページの内容は明らかでないものの、跡部議員の発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、議員個人の顔写真及び経歴など、市政に関する情報を市民に広報するに当たって必ずしも必要不可欠な情報とは認められない内容も掲載されていたことが推認される。そうすると、会派及び議員が上記のようなホームページを作成することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記ホームページの作成は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、ホームページの作成に係る経費(2万1000円)のうち2分の1を超える額(1万0500円)から補助参加人復興仙台が自ら控除した額(2100円)を差し引いた額の合計である8400円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(イ) 岡部議員に係る支出(総番号855ないし864)

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 岡部議員の発行する広報紙の作成に係る経費として合計142万3800円が政務調査費から支出された(丙G19)。

(b) 上記広報紙のうち、はがき形式でない市政報告書(総番号856、

858, 859, 862, 864) には、市政に関する実情及び岡部議員による質疑内容のほか、岡部議員個人の顔写真等が掲載されている(丙G19・5, 7, 8, 11, 13頁)。

(c) 上記広報紙のうち、はがき形式の市政報告書(総番号857及び861)及び地域要望に対する報告書(総番号860及び863)には、市政に関する情報、岡部議員の氏名及び連絡先のみが掲載されており、岡部議員個人の顔写真は掲載されていない(丙G19・6, 9, 10, 12頁)

b 上記認定事実によれば、上記広報紙のうち、はがき形式でない市政報告書には、岡部議員個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

そうすると、上記広報紙のうち、はがき形式でない市政報告書の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

したがって、上記広報紙のうち、はがき形式でない市政報告書の作

成、発行に係る支出のうち各支出の2分の1を超える額については、件用途基準に合致しない違法な支出であると認められる。

他方、上記認定事実によれば、はがき形式の市政報告書（総番号857及び861）及び地域要望に対する報告書（総番号860及び863）には、市政に関する情報、岡部議員の氏名及び連絡先のみが掲載されており、岡部議員個人の顔写真は掲載されていない事情を考慮すると、これらの広報紙を作成、発行することは、専ら市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動であると認めるのが相当である。

そうすると、上記広報紙のうち、はがき形式の市政報告書及び地域要望に対する報告書に係る支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出のうち、はがき形式でない市政報告書の作成、発行に係る各支出の2分の1を超える額の合計である46万6200円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(ウ) 庄司議員に係る支出（総番号865、866）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 庄司議員の発行する広報紙の作成に係る経費として合計19万6900円が政務調査費から支出された（丙G20）。

(b) 上記広報紙には、市議会における質疑内容のほか、庄司議員個人の顔写真等が掲載されている（丙G20）。

b 上記認定事実によれば、上記広報紙には、庄司議員個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められ

ない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である9万8450円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(エ) 鈴木勇治議員に係る支出（総番号867ないし876）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、インターネット利用料として合計8万1160円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G21）。
- b インターネット利用料については、インターネットが幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動の

みに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である4万0580円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(オ) 高橋議員に係る支出(総番号877ないし886)

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 高橋議員の発行する広報紙の作成に係る経費として合計44万0074円が政務調査費から支出された(丙G22)。

(b) 上記広報紙には、市議会における質疑内容、市政の実情ほか、高橋議員個人の顔写真等が掲載されている(丙G22)。

b 上記認定事実によれば、上記広報紙には、高橋議員個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認めら

れ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である22万0036円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(カ) 橋本議員に係る支出（総番号887ないし891）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、インターネット利用料として合計5万4853円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G23）。
- b インターネット利用料については、インターネットが幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である2万7425円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(キ) 渡辺議員に係る支出（総番号892ないし899）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、パソコンのOS復旧作業並びに広報紙の作成及び配布に係る経費として合計172万3907円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G24）。

b パソコンに係る経費は、パソコンが、幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出のうちパソコンのOS復旧作業に係る経費についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記パソコンは、専ら調査研究活動に使用されたものであり、また、上記広報紙は、専ら議会での質疑内容を広報するものであって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記パソコンの使用実態について立証がなされていないことを踏まえると、上記支出が調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

また、上記広報紙の掲載内容は明らかでないものの、補助参加人復興仙台の発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、議員個人の顔写真及び経歴など、市政に関する情報を市民に広報するに当たって必ずしも必要不可欠な情報とは認められない内容も掲載されていたことが推認される。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績

をも市民に印象付けることによって支援者を獲得，保持するなどの選挙活動，後援会活動としての側面をも有すると認められ，その割合を算定することも困難である。

以上によれば，上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である86万1953円が，本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ，補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

ク 人件費（総番号900ないし1129）

(ア) 補助参加人復興仙台に係る支出（総番号900ないし911）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人復興仙台の会派控室において雇用する職員2名のうち1名（以下「職員A」という。）の人件費として合計128万6400円（月額10万7200円）が政務調査費から支出された（丙G25）。

(b) 補助参加人復興仙台と職員Aとの間の雇用契約においては，勤務場所につき，「復興仙台会派控室，他」，業務内容につき，「電話対応，来客対応，資料収集，資料整理，他」，「会派政務調査研究補助，資料収集，資料整理，現地調査，他」と定められていた（丙G25）。

(c) 平成23年9月1日付けの補助参加人復興仙台所属議員全員の申合せである「会派確認事項」において，事務局員の業務につき，その勤務内容は，会派控室での会派補助業務であって，政治活動及び後援会活動等の会派事務並びに政務調査活動以外の業務及び補助は禁止する旨規定されている（丙G9）。

b 会派及び議員が行う活動は，調査研究活動以外にも，政党活動，議会活動，選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから，会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認される。そうすると，上記支出については，

議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、職員Aが従事した業務は専ら調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張するほか、会派雇用職員である職員Aについては、「市議会各会派に対する職員雇用費交付規則（昭和60年3月22日仙台市規則第5号）」により交付された交付金11万0400円（月額）が支給されているため、職員Aに対して支払われた給与総額のうち政務調査費により支出された額は2分の1に満たない旨主張する。

しかしながら、上記認定事実によれば、補助参加人復興仙台における議員全員の申合せとして、会派控室で雇用される職員が、政治活動及び後援会活動等の会派事務並びに政務調査活動以外の業務及び補助に従事することを禁止していることが認められ、上記申合せ内容を踏まえると、会派控室は主に議員の調査研究活動のために利用されていたことがうかがわれるものの、職員Aが従事した具体的な業務内容は明らかでない上、議員らが自らの判断に基づいて上記申合せによる区別をしていたにすぎない。そして、補助参加人復興仙台がホームページや広報紙の作成を一律に専ら調査研究活動と位置付けていることなどを踏まえると、上記申合せに係る判断は当裁判所の判断枠組みと必ずしも整合するものとはいえない。また、被告らは、「市議会各会派に対する職員雇用費交付規則(昭和60年3月22日仙台市規則第5号)」により交付された交付金11万0400円（月額）の存在を理由として、上記職員らに対して支払われた給与総額のうち政務調査費から支出された割合が2分の1に満たない旨主張するものの、これを裏付ける的確な証拠はない。そうすると、職員Aが従事した業務に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていた可能性は否

定することができない。したがって、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である64万3200円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(イ) 跡部議員に係る支出（総番号912ないし960）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人復興仙台の会派控室において雇用する職員2名のうち1名（以下「職員B」という。）について、補助参加人復興仙台所属の議員9名がそれぞれ人件費として月額2万6000円ずつ支払っていた（月額合計23万4000円）。跡部議員の支払分として、職員Bの人件費のうち合計31万2000円（月額2万6000円）が政務調査費から支出された。（丙G26）

(b) 補助参加人復興仙台と職員Bとの間の雇用契約においては、勤務場所につき、「復興仙台会派控室、他」、業務内容につき、「政務調査研究補助、資料収集、資料整理、現地調査、他」と定められていた（丙G26）。

(c) 跡部議員が雇用する臨時職員の人件費として合計29万6000円が政務調査費から支出された（丙26）。

(d) 上記(c)の職員は、主に市政報告（広報紙）の作成及び発送に係る業務に従事していた（丙G26）。

b 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであることを踏まえると、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活

動に相当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記職員らが従事した業務は専ら調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、職員Bが従事した具体的な業務内容は明らかでない。また、上記(c)の職員は、主に市政報告（広報紙）の作成及び発送に係る業務に従事していたことが認められるところ、跡部議員の作成、発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、同広報紙の作成、発行が選挙活動及び後援会活動の側面をも有することは、前記キ(ア)において説示したとおりである。そうすると、上記職員が従事した業務に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていた可能性は否定することができない。したがって、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である30万4000円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(ウ) 岡部議員に係る支出（総番号961ないし1000）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人復興仙台の会派控室において雇用する職員2名のうち1名（職員B）の人件費のうち合計31万2000円（月額2万6000円）が政務調査費から支出された（丙G26、丙G27）。

(b) 岡部議員が雇用する職員の人件費として合計89万5000円が政務調査費から支出された(丙G27)。

(c) 上記(b)の職員は、①地域課題の吸収作業、②議会レポート・地域要望書等ポスティング、③陳情・相談の聴き取り、④現地調査、⑤会議の資料作成、⑥運転業務、⑦その他の業務に従事していたものの、各業務に従事した時間の割合は明らかでない(丙G27)。

b 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであることを踏まえると、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記職員らが従事した業務は専ら調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、職員Bが従事した具体的な業務内容が明らかでないことは前記(イ)bにおいて説示したとおりである。また、上記(b)の職員は、①地域課題の吸収作業、②議会レポート・地域要望書等ポスティング、③陳情・相談の聴き取り、④現地調査、⑤会議の資料作成、⑥運転業務、⑦その他の業務に従事しており、各業務のうち①、③及び④については、基本的には調査研究活動であると認められるものの、各業務のうち②については、調査研究活動としての側面を有するとともに、調査研究活動以外の活動の側面をも有するものであり、また、⑤ないし⑦の業務は、その具体的な目的及び内容によっては、調査研究活動以外の活動としての側面をも有するところ、その具体的な目的

及び内容は明らかでない。そして、上記(b)の職員が、各業務に従事した時間の割合も明らかでない。そうすると、上記職員らが従事した業務に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていた可能性は否定することができない。したがって、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である60万3500円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(エ) 柿沼議員に係る支出（総番号1001ないし1016）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人復興仙台の会派控室において雇用する職員2名のうち1名（職員B）の人件費のうち合計31万2000円（月額2万6000円）が政務調査費から支出された（丙G26）。

(b) 柿沼議員が雇用する職員の人件費として合計5万5000円が政務調査費から支出された（丙G28）。

b 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであることを踏まえると、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記職員らが従事した業務は専ら調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであ

ると主張する。

しかしながら、職員Bが従事した具体的な業務内容は明らかでないことは前記(イ)bにおいて説示したとおりである。また、上記(b)の職員についても、同職員が従事した業務について立証がなされていない。そうすると、上記職員らが従事した業務に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていた可能性は否定することができない。したがって、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である18万3500円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(オ) 佐々木議員に係る支出（総番号1017ないし1028）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人復興仙台の会派控室において雇用する職員2名のうち1名（職員B）の人件費のうち合計31万2000円（月額2万6000円）が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G26、丙G29）。
- b 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであることを踏まえると、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認されるところ、職員Bが従事した具体的な業務内容は明らかでなく、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえないことは、前記(イ)bにおいて説示し

たとおりである。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である15万6000円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(カ) 庄司議員に係る支出（総番号1029ないし1040）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人復興仙台の会派控室において雇用する職員2名のうち1名（職員B）の人件費のうち合計31万2000円（月額2万6000円）が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G26、丙G30）。
- b 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであることを踏まえると、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認される。職員Bが従事した具体的な業務内容は明らかでなく、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえないことは、前記(イ)bにおいて説示したとおりである。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である15万6000円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(キ) 鈴木勇治議員に係る支出（総番号1041ないし1069）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
 - (a) 補助参加人復興仙台の会派控室において雇用する職員2名のうち1名（職員B）の人件費のうち合計31万2000円（月額2万6000円）が政務調査費から支出された（丙G26、丙G31）。

(b) 鈴木勇治議員は、常勤補助員として1名を雇用し、同職員は、平日の午前9時30分から午後5時30分まで、事務処理、接客、電話対応、現地調査、運転業務などに従事した。同職員に対して、月給18万円が支払われており、その合計は216万円である。鈴木勇治議員は、同職員の給料のうち3分の2に当たる144万円を政務調査費から支出している。同職員は、全就業時間の3分の2について、現地調査及びその付随事務に従事している。(丙G31)

(c) 鈴木勇治議員は、臨時雇用職員として1名を雇用し、同職員は、アンケート作成、配布、収集、チェック及び政務調査報告のための資料整理業務に従事し、同職員に対して、合計44万4000円が支払われた(丙G31, 丙G47ないし51)。

b 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであることを踏まえると、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記職員が従事した業務は専ら調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

そして、上記(b)に係る職員については、活動報告日報(丙G31)の記載及び弁論の全趣旨に照らせば、全就業時間のうち3分の2につき、現地調査及びその付随事務に従事しており、同職員の給料のうち3分の2を政務調査費から支出したことが認められる。そうすると、上記(b)に係る職員の人件費については、その全額が調査研究活動のみ

に利用されたことについて客観的資料に基づく反証がなされているというべきである。

他方、職員Bが従事した具体的な業務の内容は明らかでないことは、前記(イ)bにおいて説示したとおりである。また、上記(c)に係る職員については、同職員の配布したアンケートの内容について立証がなされていないことを踏まえると、上記(c)に係る職員が従事した業務に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていた可能性は否定することができない。したがって、職員B及び上記(c)に係る職員については、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

以上によれば、職員B及び上記(c)の職員に係る人件費75万6000円のうち2分の1を超える額である37万8000円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(ク) 高橋議員に係る支出（総番号1070ないし1105）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人復興仙台の会派控室において雇用する職員2名のうち1名（職員B）の人件費のうち合計31万2000円（月額2万6000円）が政務調査費から支出された（丙G26）。

(b) 高橋議員が雇用する職員の人件費として合計25万6300円が政務調査費から支出された（丙G32，丙G53ないし76）。

b 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであることを踏まえると、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活

動に相当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記職員らが従事した業務は専ら調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、職員Bが従事した具体的な業務内容が明らかでないことは前記(イ)bにおいて説示したとおりである。また、上記(b)の職員が従事した業務についても立証がなされていない。そうすると、上記職員が従事した業務に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていた可能性は否定することができない。したがって、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である28万4150円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(ケ) 橋本議員に係る支出（総番号1106ないし1117）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人復興仙台の会派控室において雇用する職員2名のうち1名（職員B）の人件費のうち合計31万2000円（月額2万6000円）が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G26）。

b 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであることを踏まえると、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活

動に相当程度従事していることが推認されるどころ、職員Bが従事した具体的な業務内容は明らかでなく、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえないことは、前記(イ)bにおいて説示したとおりである。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である15万6000円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(ロ) 渡辺博議員に係る支出（総番号1118ないし1129）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人復興仙台の会派控室において雇用する職員2名のうち1名（職員B）の人件費のうち合計31万2000円（月額2万6000円）が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G26）。

b 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであることを踏まえると、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認されるどころ、職員Bが従事した具体的な業務内容は明らかでなく、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえないことは、前記(イ)bにおいて説示したとおりである。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である15万6000円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

ケ 事務所費（総番号1130ないし1192）

（ア）鈴木勇治議員に係る支出（総番号1130ないし1134）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、鈴木勇治議員が使用する事務所の地代として合計60万円のうち5分の4に相当する額である合計48万円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G35）。
- b 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから、議員の使用する事務所も、調査研究活動以外の活動のために利用されていることが推認される。そうすると、上記支出は、議員の使用する事務所を維持管理するための経費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記事務所は、基本的に、調査研究活動のために使用されている事務所であるところ、上記事務所の占有面積109.84㎡のうち、後援会備品などを収納しているのは約8㎡であり、また、近隣町内会の会合のために利用されるのは年間10回程度（1回あたり2時間程度）であり、調査研究活動以外の活動に事務所を使用した割合は全体の5分の1にも満たないのであるから、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記事務所の使用実態について、客観的資料に基づく立証がなされていないことを踏まえると、上記事務所の使用目的に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていた可能性は否定することができない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記事務所費（60万円）のうち2分の1を超える額

(30万円)から補助参加人復興仙台が自ら控除した額(12万円)を差し引いた額の合計である18万円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(イ) 橋本議員に係る支出(総番号1135ないし1192)

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、橋本議員が使用する事務所の維持管理に係る経費として合計102万2922円のうち3分の2に相当する額である68万1948円が政務調査費から支出されたことが認められる(丙G36)。

b 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから、議員の使用する事務所も、調査研究活動以外の活動のために利用されていることが推認される。そうすると、上記支出は、議員の使用する事務所を維持管理するための経費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記事務所は、基本的に、調査研究活動のために使用されている事務所であり、調査研究活動以外の活動に事務所を使用した割合は全体の3分の1にも満たないのであるから、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記事務所の使用実態について、客観的資料に基づく立証がなされていないことを踏まえると、上記事務所の使用目的に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていた可能性は否定することができない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記事務所費（102万2922円）のうち2分の1を超える額（51万1461円）から補助参加人復興仙台が自ら控除した額（34万0974円）を差し引いた額の合計である17万0487円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

コ 事務所費（総番号1193ないし1297）

(ア) 補助参加人復興仙台に係る支出（総番号1193ないし1225）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、通信費、コピー代及び事務用品の購入費として合計44万5082円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G37）。

b 通信費、コピー代及び事務用品の購入費については、通信、コピー及び事務用品が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであり、事務用品の汎用性のみをもって調査研究活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできない旨主張する。

しかしながら、補助参加人復興仙台の会派控室において雇用されていた職員らが調査研究活動以外の活動にも従事していたと認められることを踏まえると、補助参加人復興仙台の会派控室において使用されていた事務用品の購入費及び通信費等についても、調査研究活動以外の活動にも利用されていたものと認めるのが相当である。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である22万2537円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(イ) 跡部議員に係る支出（総番号1226ないし1233）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、市政報告書（広報紙）の郵送に係る封筒等の購入費及び事務用品の購入費として合計4万3937円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G38）。

b 跡部議員の発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、同広報紙の作成、発行が、選挙活動及び後援会活動としての側面をも有することは、前記キ(ア)において説示したとおりである。

また、事務用品の購入費については、事務用品が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出のうち事務用品の購入費についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である2万1968円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(ウ) 岡部議員に係る支出（総番号1234ないし1265）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、市政報告書（広報紙）の郵送料及

び通信費として合計73万9076円が政務調査費から支出されたことが認められる(丙G39, 78)。

- b 岡部議員の発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、同広報紙の作成、発行が、選挙活動及び後援会活動としての側面をも有することは、前記キ(イ)において説示したとおりである。なお、はがき形式の市政報告書及び地域要望に対する報告書の作成は専ら調査研究活動であると認められるものの、その郵送に要した費用の割合は明らかでない。

また、通信費については、通信が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出のうち事務用品の購入費についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である36万9530円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(エ) 鈴木勇治議員に係る支出(総番号1266ないし1286)

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 市政報告書(広報紙)の郵送料、パソコン及びプリンタのリース料並びに事務用品の購入費45万0450円のうち合計33万94

40円が政務調査費から支出された（丙G40，46）。

(b) 上記(a)記載の経費のうち、パソコンに係る経費(上記支出のうち、パソコン及びプリンタのリース料並びにそのトナー代をいう。)は、合計33万3030円であるところ、その3分の2に相当する合計22万2020円が政務調査費から支出されたものである（丙G40）。

b 鈴木勇治議員の発行していた広報紙の内容は明らかでないものの、補助参加人復興仙台の議員が発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、議員個人の顔写真及び経歴など、市政に関する情報を市民に広報するに当たって必ずしも必要不可欠な情報とは認められない内容も掲載されていたことが推認される。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

また、パソコンに係る経費及び事務用品の購入費については、それらが幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出のうち事務用品の購入費についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであり、上記支出のうちパソコンに係る経費については、鈴木議員が保有する3台のパソコンのうち1台を調査研究活動専用に使っているものであるから、パソコンに係る経費が調査研究活動のみに

利用された割合は3分の2である旨主張する。

しかしながら、被告らにおいて、パソコン及び事務用品等の使用実態について具体的な立証がなされていないことを踏まえると、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記事務費（45万0450円）のうち2分の1を超える額（22万5225円）から補助参加人復興仙台が自ら控除した額（11万1010円）を差し引いた額の合計である11万4215円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(オ) 橋本議員に係る支出（総番号1287ないし1294）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、市政報告書（広報紙）の宛名シール代、コピー代、パソコン関連用品及び事務用品の購入費として合計3万8506円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G41）。
- b 橋本議員の発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、同広報紙の作成、発行が、選挙活動及び後援会活動としての側面をも有することは、前記オ(オ)において説示したとおりである。

また、コピー代、パソコン関連用品及び事務用品の購入費については、それらが幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出のうち事務用品の購入費についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である1万9253円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

(カ) 渡辺議員に係る支出（総番号1295ないし1297）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、広報紙の切手代及びはがき代として合計9200円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G42）。

b 渡辺議員の発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、同広報紙の作成、発行が、選挙活動及び後援会活動としての側面をも有することは、前記キ(キ)において説示したとおりである。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である4600円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

サ その他（総番号1298ないし1306）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a ケーブルテレビ利用料として合計3万1500円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G43）。

b 補助参加人復興仙台は、国会中継やニュース専門チャンネルを視聴するためにケーブルテレビを利用していた（証人鈴木勇治9頁）。

c 平成23年9月1日付けの補助参加人復興仙台所属議員全員の申合せである「会派確認事項」において、会派備品の使用につき、政治活動及び後援会活動等のための利用は禁止する旨規定されている（丙G

9)。

(イ) ケーブルテレビは、多様なコンテンツを提供しており、市政に関する情報を収集するための調査研究活動として利用することができるほか、娯楽目的等の調査研究活動以外の目的にも利用され得る。そうすると、上記支出は、上記のようなケーブルテレビを視聴するための経費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

しかしながら、補助参加人復興仙台における会派控室の申合せ内容を踏まえると、会派控室は主に議員の調査研究活動のために利用されていたことがうかがわれ、しかも、複数の議員及び職員が執務する会派控室において、娯楽目的でケーブルテレビを利用していたとは考え難い。そうすると、上記支出が調査研究活動のみに利用されたことについて客観的資料に基づく反証がなされているというべきである。

したがって、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は採用することができない。

シ 小括

よって、補助参加人復興仙台は、被告に対し、別紙18「認容額」の末尾記載の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

(15) 補助参加人公明党

ア 調査研究費①旅費規程による出張（総番号1307ないし1324）

(ア) 原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記1(3)において説示したとおりである。

(イ) 複数の議員による出張に係る旅費（総番号1307ないし1315）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人公明党所属の菊地昭一議員、鈴木広康議員、佐藤和子

議員及び佐々木真由美議員は、津波被害の状況、復興の取組及び街の活性化について調査するため、2泊3日で北海道に出張し、その旅費として41万7600円が政務調査費から支出された(丙D1)。

(b) 補助参加人公明党所属の菊地昭一議員、嶋中貴志議員(以下「嶋中議員」という。)、鈴木広康議員、鎌田城行議員(以下「鎌田議員」という。)、小野寺利裕議員、小田島久美子議員(以下「小田島議員」という。)、佐藤和子議員及び佐々木真由美議員は、福祉避難所の取組及び武蔵ヶ辻第4地区第一種市街地開発事業について調査するため、1泊2日で石川県に出張し、その旅費として57万2480円が政務調査費から支出された(丙D1)。

(c) 補助参加人公明党所属の菊地昭一議員、鈴木広康議員、小野寺利裕議員及び佐々木真由美議員は、エリア方式による交通安全対策及び堺太陽光発電所の運用について調査するため、1泊2日で静岡県及び大阪府に出張し、その旅費として32万8440円が政務調査費から支出された(丙D1)。

(d) 菊地昭一議員及び鈴木広康議員は、行政評価(事業仕分け)及び防災基本条例を調査するため、1泊2日で愛知県に出張し、その旅費として16万2680円が政務調査費から支出された(丙D1)。

(e) 佐藤和子議員及び佐々木真由美議員は、旭山動物園でのバリアフリー化、エコの取組、集客の工夫、札幌市市営地下鉄の女性専用車両、発達障害児支援の取組及びLED推進キャンペーンについて調査するため、1泊2日で北海道に出張し、その旅費として17万1940円が政務調査費から支出された(丙D1)。

佐々木真由美議員は、平成24年9月28日の決算等審査特別委員会において、仙台市太白区にある八木山動物公園のバリアフリー化について質疑を行った(丙D28)。

- (f) 佐藤和子議員及び佐々木真由美議員は、デマンドバス（予約して乗車する新しい公共交通）の導入について調査するため、1泊2日で東京都及び埼玉県に出張し、その旅費として8万8560円が政務調査費から支出された（丙D1）。
- (g) 鈴木広康議員、小野寺利裕議員、小田島久美子議員（以下「小田島議員」という。）は、総務省において、新年度予算についての説明・聴取を行い、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」において、企業誘致のシティセールスや観光行政等、第17回震災対策技術展において、地震対策・自然災害対策等について調査するため、1泊2日で東京都及び神奈川県に出張し、その旅費として13万9680円が政務調査費から支出された（丙D1，証人小田島久美子1ないし3頁）。
- (h) 菊地昭一議員、鎌田議員、小野寺利裕議員、小田島議員及び佐藤和子議員は、小型家電リサイクルの仕組み、北陸新幹線開業に伴う富山駅周辺のまちづくり及びLRT（軽量軌道交通）等について調査するため、1泊2日で富山県に出張し、その旅費として34万0110円が政務調査費から支出された（丙D1）。
- (i) 嶋中議員、鈴木広康議員及び佐々木真由美議員は、子ども自転車運転免許制度、発達障害・情緒障害通級指導教室、防災整備センターの施設概要等について調査するため、1泊2日で埼玉県及び静岡県に出張し、その旅費として16万6620円が政務調査費から支出された（丙D1）。
- b 上記認定事実によれば、上記支出は、災害対策、交通安全策、観光客誘致の在り方、公共施設のバリアフリー化等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐に

わたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記各視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、複数の議員による視察は、調査研究活動との合理的関連性を欠き、懇親目的や観光目的が併存することを推認させる旨主張する。

しかしながら、調査研究活動の方法の選択に当たっては、議員の自主性・自律性が尊重されるべきであるところ、複数の議員による視察及び共通認識を踏まえた意見交換によって、多角的視点に基づく意見を会派の政策に反映させることができること等を踏まえると、調査研究活動との合理的関連性を欠くものとは認められない。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) 菊地昭一議員の出張に係る旅費（総番号1316）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、菊地昭一議員は、神戸市立王子動物園におけるジャイアントパンダの受入体制及びその経済効果並びに神戸市役所における生活保護世帯への教育支援等について調査するため、1泊2日で兵庫県に出張し、その旅費として9万4540円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙D2，証人菊地昭一10ないし13頁）。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、観光客誘致の在り方及びその経済効果並びに生活保護世帯への教育支援等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(エ) 嶋中議員の出張に係る旅費（総番号1319）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、嶋中議員は、京都市自転車安心安全条例制定の経緯、京都市自転車総合計画の概要及び京都市水族館の現況等について調査するため、1泊2日で京都府に出張し、その旅費として6万3440円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙D3）。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、自転車に係る交通安全策及び観光客誘致の在り方等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主

性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(オ) 鎌田議員の出張に係る旅費（総番号1323）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、鎌田議員は、仙台市及び仙台商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」における仙台市のシティセールス並びに東京都中野区及び渋谷区における聴覚障害者等の支援策等について調査するため、1泊2日で東京都に出張し、その旅費として4万4280円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙D4）。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、観光客誘致の在り方及び聴覚障害者等の支援策等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

イ 調査研究費②その他（総番号1325ないし1348）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 補助参加人公明党が雇用する職員の人件費として合計48万円が政務調査費から支出された（丙D5）。

b 菊地昭一議員が雇用する職員の人件費として合計12万円が政務調査費から支出された（丙D6）。

(イ) 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記職員らが従事した業務は専ら調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、上記職員らが現に従事した業務について立証がなされていないことを踏まえると、上記職員らが従事した業務に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていた可能性は否定することができない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなさ

れているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である30万円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党の不当利得に当たる。

ウ 研修費（総番号1349ないし1356）

(ア) 小田島議員に係る研修費（総番号1349ないし1351）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 小田島議員は、「みやぎ女性議員のつどい」及び「日本女性会議」に参加し、研修費として合計1万7920円が政務調査費から支出された（丙D7）。

(b) 「みやぎ女性議員のつどい」においては、「男女共同参画の視点で防災まちづくり」と題する講演及び沿岸部被災地の視察調査が行われた（丙D7、丙D32）。

(c) 「日本女性会議」においては、「女性たちが語る3.11～これまでと今と」と題するパネルディスカッションが行われた（丙D7）。

b 上記認定事実によれば、上記会合は、男女共同参画や災害対策等を内容とするものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、男女共同参画や災害対策等は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記会合への参加は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出も、調査研究活動に利用されたものであると認められる。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用された

ことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は採用することができない。

- (イ) 佐々木真由美議員に係る研修費（総番号1352ないし1355）
- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
- (a) 佐々木真由美議員は、「みやぎ女性議員のつどい」、「第1回東北・新市議会議員研究会」及び「平成24年度介護保険意見交換会」に参加し、研修費として合計7500円が政務調査費から支出された（丙D8）。
- (b) 「みやぎ女性議員のつどい」においては、「男女共同参画の視点で防災まちづくり」と題する講演及び沿岸部被災地の視察調査が行われた（丙D8、丙D32）。
- (c) 「第1回東北・新市議会議員研修」においては、「東北地方の観光による地域振興」と題する講演が行われたほか、経済、観光、防災及び広域連携についての意見交換等が行われた（丙D8）。
- (d) 「平成24年度介護保険意見交換会」においては、介護保険制度のかかる諸問題について、各種団体の取組等について意見交換が行われた（丙D8）。
- b 上記認定事実によれば、上記会合は、男女共同参画、災害対策、地域振興及び介護保険等を内容とするものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、男女共同参画、災害対策、地域振興及び介護保険等は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、

上記会合への参加は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出も、調査研究活動に利用されたものであると認められる。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は採用することができない。

(ウ) 佐藤和子議員に係る研修費（総番号1356）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 佐藤和子議員は、「みやぎ女性議員のつどい」に参加し、研修費1500円が政務調査費から支出された（丙D9）。

(b) 「みやぎ女性議員のつどい」においては、「男女共同参画の視点で防災まちづくり」と題する講演が行われた（丙D9, 丙D32）。

b 上記認定事実によれば、上記会合は、男女共同参画及び災害対策等を内容とするものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、男女共同参画及び災害対策等は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記会合への参加は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出も、調査研究活動に利用されたものであると認められる。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は採用することができない。

エ 資料作成費（総番号1357ないし1368）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 会派議会報告、会派政務活動報告及び議員質問に係る資料を作成するための人件費として合計36万円が政務調査費から支出された（丙D10）。

b 補助参加人公明党の発行していた広報紙には、補助参加人公明党所属議員の質疑内容のほか、議員個人の顔写真が掲載されている（丙D12）。

(イ) 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記職員が従事した業務は専ら調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、上記認定事実によれば、上記職員は、会派議会報告及び会派政務活動報告の作成業務にも従事していることが認められるところ、補助参加人公明党の発行する広報紙には、議員個人の顔写真が掲載されており、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市

政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。したがって、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

そうすると、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である18万円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党の不当利得に当たる。

オ 資料購入費（総番号1369）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 鎌田議員は、『空き家等の適正管理条例（地域科学まちづくり資料シリーズ—地方分権）』と題する書籍を購入し、同書籍の購入費4998円が政務調査費から支出された（丙D11、丙D33）。
- b 鎌田議員は、上記書籍の購入と同時に3冊の書籍（『思想としての法華経』、『青の奇跡』及び『デッドライン決断術—ムダな仕事はネグれ！』）を購入したが、これらの購入費は政務調査費から支出されたものではない（丙D11、丙D33）。

(イ) 上記認定事実によれば、上記書籍は、空き家等適正管理条例に関する書籍であることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記書籍の内容は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記書籍の購入は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出も、調査研究

活動に利用されたものであると認められる。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は採用することができない。

カ 広報広聴費（総番号1370ないし1603）

(ア) 補助参加人公明党に係る支出（総番号1370ないし1410）

a 証拠及び弁論の趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人公明党の広報紙及びホームページに係る経費として合計226万3261円が政務調査費から支出された（丙D12，丙D34ないし36）。

(b) 上記広報紙には、補助参加人公明党所属議員の質疑内容のほか、議員個人の顔写真が掲載されている（丙D12）。

b 広報紙に係る経費

上記認定事実によれば、上記広報紙には、補助参加人公明党所属の議員個人の顔写真が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

c ホームページに係る経費

上記ホームページの内容は明らかでないものの、補助参加人公明党の発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、議員個人の顔写真及び経歴など、市政に関する情報を市民に広報するに当たって必ずしも必要不可欠な情報とは認められない内容も掲載されていたことが推認される。そうすると、会派及び議員が上記のようなホームページを作成することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記ホームページの作成は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

d 小括

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である113万1626円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党の不当利得に当たる。

(イ) 小田島議員に係る支出（総番号1411ないし1434）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 小田島議員の広報紙及びホームページに係る経費として、政務調査費から合計159万3608円が支出された（丙D13）。

(b) 上記広報紙には、調査研究活動の報告及び小田島議員の質疑内容のほか、小田島議員個人の顔写真やイラストが掲載されている（丙D13）。

b 広報紙に係る経費

上記認定事実によれば、上記広報紙には、小田島議員個人の顔写真が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

c ホームページに係る経費

上記ホームページの内容は明らかでないものの、小田島議員の発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、議員個人の顔写真及び経歴

など、市政に関する情報を市民に広報するに当たって必ずしも必要不可欠な情報とは認められない内容も掲載されていたことが推認される。そうすると、会派及び議員が上記のようなホームページを作成することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記ホームページの作成は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

d 小括

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である79万6803円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党の不当利得に当たる。

(ウ) 小野寺利裕議員に係る支出（総番号1435ないし1453）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、小野寺利裕議員のホームページ及び市政報告会に係る経費合計26万8602円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙D14）。

b ホームページに係る経費

上記ホームページの内容は明らかでないものの、補助参加人公明党の発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、議員個人の顔写真及び経歴など、市政に関する情報を市民に広報するに当たって必ずしも必要不可欠な情報とは認められない内容も掲載されていたことが推認

される。そうすると、会派及び議員が上記のようなホームページを作成することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記ホームページの作成は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

c 市政報告会に係る経費

市政報告会は、市民に対して市政に関する情報を提供するとともに、市民から意見、要望を聴取するために行われたものであると認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記市政報告会を開催することは、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

d 小括

以上によれば、上記支出のうち、市政報告会に係る経費 1 万 6 6 0

2円を除く各支出の2分の1を超える額の合計である12万6000円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党の不当利得に当たる。

(エ) 鎌田議員に係る支出（総番号1454ないし1465）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 鎌田議員のホームページに係る経費として合計24万円が政務調査費から支出された（丙D15、丙D16）。

(b) 上記ホームページには、議会報告及び活動報告のほか、鎌田議員個人の顔写真等が掲載されている（丙D15、丙D16）。

b 上記認定事実によれば、上記ホームページには、鎌田議員個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記ホームページの作成は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である12万円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認

められ、補助参加人公明党の不当利得に当たる。

(オ) 菊地昭一議員に係る支出（総番号1466ないし1510）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 菊地昭一議員の広報紙、ホームページ及び広聴活動（市民相談）に係る経費（茶菓代）として合計72万8083円が政務調査費から支出された（丙D17）。

(b) 上記広報紙には、菊地昭一議員の活動報告及び委員会での質疑内容のほか、菊地昭一議員個人の顔写真及びイラスト等が掲載されている（丙D17）。

b 広報紙に係る経費

上記認定事実によれば、上記広報紙には、菊地昭一議員個人の顔写真及びイラスト等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。